

平成13年度

介護保険事業概要

東京都北区

平成13年度介護保険事業概要の発行にあたって

21世紀は、「高齢者の世紀」と言われており、明るく活力ある高齢者社会を実現するため、高齢者一人ひとりが健康で長生きをし、地域で活躍できる社会づくりや、万一介護が必要になったとしても、安心して暮らすことができる環境づくりに、社会全体で取り組んでいくことが強く求められています。

北区では、少子高齢化を乗り越えるための3つの重点戦略の一つである「元気」いきいき戦略を打ち立て、区民の皆様が元気でいきいきと暮らせる心豊かな長寿社会づくりを目指し、現在、『33万人健康づくり大作戦』を展開しています。

一方、介護を社会全体で支え合おうという介護保険制度がスタートして、3年目を迎えました。区民の皆様方のご理解ご協力によりまして、大きなトラブルもなく、順調に推移しております。この間、居宅介護サービスの利用者も増加するなど、区民の皆様の中に、制度として定着しつつあるものと考えています。

本年度は、介護保険事業計画の見直しの年に当たっています。この計画は5ヶ年計画ですが、3年ごとに見直すこととされ、平成15年度から平成19年度までの第2期介護保険事業計画を、区民の皆様のご意見も頂きながら、策定する予定になっております。

北区といたしましては、今後とも、住み慣れた地域の中で安心して介護サービスが受けられるよう、介護保険制度の充実に努めてまいりますので、引き続き介護保険事業へのご理解とご協力をお願いいたします。

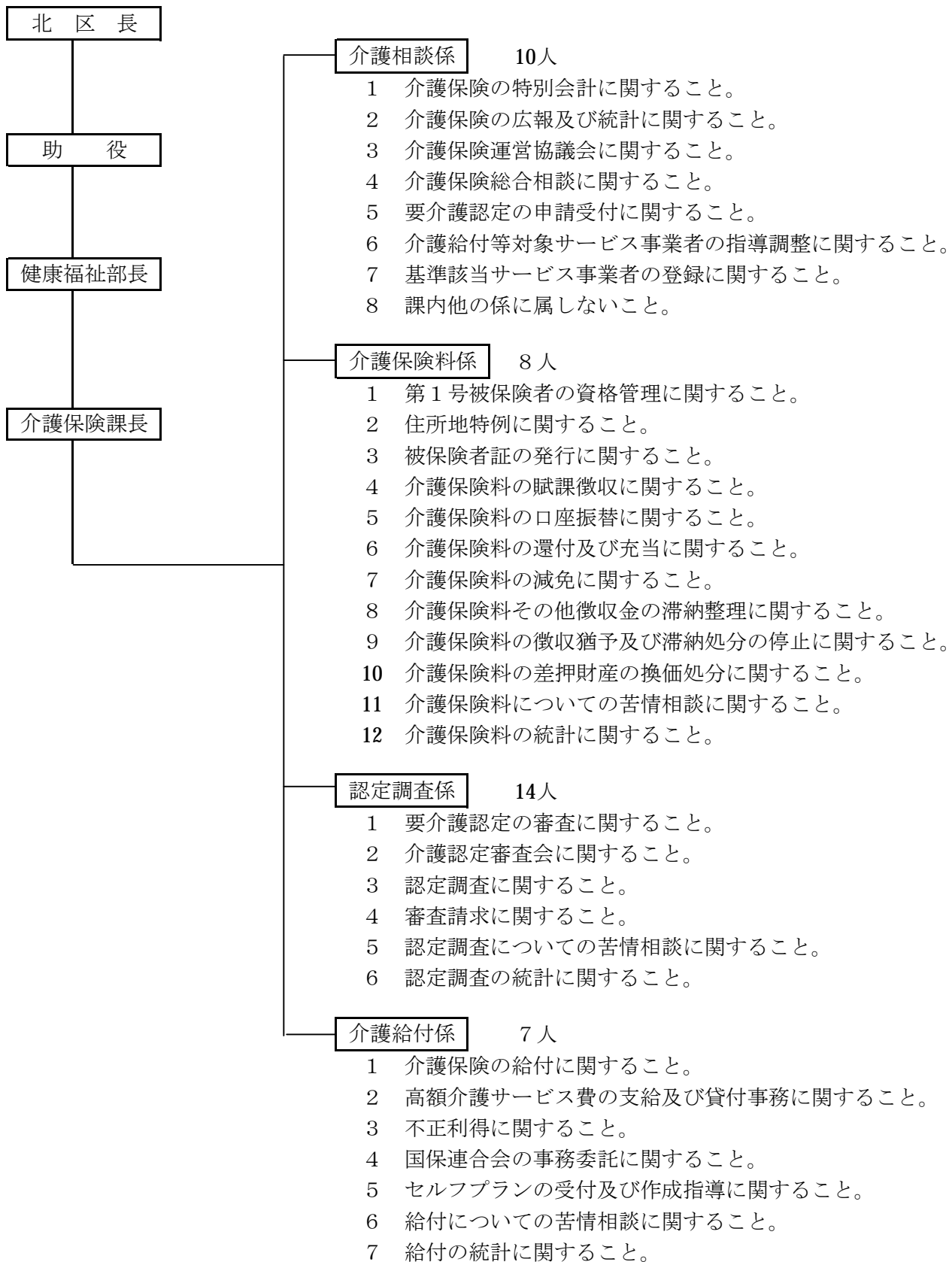
ここに、平成13年度の介護保険事業概要を取りまとめましたので、ご高覧いただき、北区の介護保険制度のご理解の一助になれば幸いに存じます。

平成14年10月

目 次

1	組織及び事務分掌	1
2	北区介護保険運営協議会	2
3	北区介護認定審査会	3
4	被保険者	4
5	要介護（要支援）認定	5
6	介護保険料	6
7	介護給付・予防給付	8
8	利用者負担軽減等の施策	12
9	区内サービス種類別指定事業者数と施設数	14
10	広報活動	15
11	各種研修の実施状況	16
12	相談・苦情の受付状況	17
13	平成13年度介護保険特別会計歳入歳出決算	18
14	基金	19

1 組織及び事務分掌



平成14年4月1日現在

2 北区介護保険運営協議会

介護保険制度の円滑な実施を目的として、北区介護保険事業計画の進行管理やこれに基づく助言・勧告並びに介護保険の運営に関する事項を審議するため、区長の附属機関として設置しています。

1) 委員の定数

運営協議会の構成は、介護に関する学識又は経験を有する者及び区民のうちから区長が委嘱又は任命する20人の委員をもって組織しています。

運営協議会は、公開で開催するなどの工夫を凝らし、情報開示を積極的に行いながら、健全な介護保険制度の運営を目指します。

(委員の構成内訳)

(平成13年度末)

区分	学識を有する委員	経験を有する委員	区民を代表する委員	計
人数	2	9	9	20

2) 運営協議会委員の任期

委員の任期は3年（平成15年3月31日まで。）

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。委員は、再任されることができます。

3) 運営協議会開催状況

平成13年度は1回開催いたしました。主な議題等は以下のとおりです。

開催日	平成14年2月22日（金）
議題	<ul style="list-style-type: none">平成13年度4月～11月分介護保険実績報告介護サービス利用意向アンケート調査の集計結果についてサービス評価について（中間報告）利用者負担額軽減事業に係る都制度について

4) 介護保険運営委員会とサービス評価委員会

運営協議会を効率的に運用し、かつ、運営協議会の議論を深めるため、次の委員会を設置しています。

(1) 介護保険運営委員会

介護保険運営委員会の担当分野は、介護保険事業の円滑な運営に関することです。

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成13年7月23日（月）	<ul style="list-style-type: none">平成12年度介護保険実績報告未利用者アンケート調査等結果について
第2回	平成13年12月11日（月）	<ul style="list-style-type: none">平成13年度介護保険実績報告事業計画の見直しについて

(2) サービス評価委員会

サービス評価委員会の担当分野は、介護保険給付対象サービスの向上に関することです。

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成13年7月11日（水）	<ul style="list-style-type: none">平成12年度介護保険実績報告未利用者アンケート調査等結果について
第2回	平成13年10月22日（月）	<ul style="list-style-type: none">サービス評価制度について
第3回	平成13年12月17日（月）	<ul style="list-style-type: none">平成13年度介護保険実績報告サービス評価について

3 北区介護認定審査会

認定審査会は、被保険者の要介護・要支援の状態の有無及び要介護状態の程度の区分について、審査、判定を行うため、区に設置されています。

認定審査会の委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから区長によって任命されます。

(委員の構成内訳)

(平成13年度末)

区 分	保 健	医 療	福 祉	計
人 数	38	62	25	125

1) 認定審査会委員の定数

委員の定数は、125人以内

2) 認定審査会委員の任期

委員の任期は2年。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。

3) 合議体の構成

認定審査会に、25以内の合議体を設置します。

合議体の委員の定数は、5人

4) 認定審査会の議決

認定審査会で別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって認定審査会の議決となります。

5) 認定審査会の開催状況

制度も2年目を迎え、平成13年度からは申請件数が増え審査会も512回開催し、1カ月平均で43回という状況でした。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開催回数	36	44	50	48	37	46	47	47	37	31	47	42	512

4 被保険者

介護保険では、次のいずれかに該当する方が被保険者とされています。

① 北区の区域内に住所を有する65歳以上の方（第1号被保険者といいます。）

② 北区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者といいます。）

ただし、介護保険法の施行に伴う経過措置として、①又は②に該当する方であっても適用除外施設に入所又は入院している方は、当分の間、介護保険の被保険者としません。

1) 第1号被保険者のいる世帯数

区 分	13年度末現在
計	50,679世帯

2) 第1号被保険者数

年齢区分	13年度末現在（人）
65歳以上75歳未満	39,043
75歳以上	28,005
外国人被保険者（再掲）	(363)
住所地特例被保険者（再掲）	(393)
計	67,048

※住所地特例……区外の介護保険施設入所のため、北区から施設所在地の区市町村に住所を異動しても、特例として引き続き北区の被保険者となります。

3) 第1号被保険者増減内訳

13年度中 増	転 入	職権復活	65歳到達	適用除外・非該当	その他	計
	694	20	4,902	0	137	5,753
13年度中 減	転 出	職権喪失	死 亡	適用除外・該当	その他	計
	938	44	2,377	0	506	3,865

5 要介護（要支援）認定

要介護（要支援）認定の申請

介護が必要になったら、まず、介護保険課又は在宅介護支援センターの窓口で「要介護(要支援)認定」の申請をします。引き続き利用を希望する場合は、あらためて更新申請をします。

また、有効期間満了前でも要介護状態の程度が大きく変化したような場合は、「要介護状態の区分変更の認定」を申請することができます。

1) 認定申請受付件数

平成13年度は、一年間で15,664件の要介護認定の申請がありました。そのうち新規申請が3,583件あり、一ヵ月平均すると299件という状況でした。

更新申請は、平成12年9月から本格的になり、毎月1,000件前後の申請がありました。身体の状態の悪化などによる区分変更の申請は604件あり、一ヵ月平均では50件でした。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	325	304	305	236	298	280	301	294	242	328	340	330	3,583
更新	1,006	892	1,096	1,095	1,151	1,181	937	728	807	789	923	872	11,477
変更	49	47	32	42	48	51	47	59	37	62	63	67	604
計	1,380	1,243	1,433	1,373	1,497	1,512	1,285	1,081	1,086	1,179	1,326	1,269	15,664

2) 訪問調査件数

訪問調査件数は、平成13年度一年間で15,557件ありましたが、そのうち社会福祉法人や民間の事業所の介護支援専門員に調査を委託したものが15,535件、介護保険課の職員が調査したものが22件でした。調査は、委託を基本としていますが、職員が調査する場合があります。調査委託先は554カ所に及んでいます。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	1,411	1,260	1,361	1,367	1,489	1,492	1,296	1,071	1,116	1,106	1,291	1,297	15,557

3) 主治医意見書件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	1,333	1,235	1,334	1,355	1,499	1,446	1,367	1,078	1,147	1,100	1,417	1,152	15,463

4) 認定審査件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	1,037	1,302	1,719	1,413	1,103	1,499	1,521	1,538	918	809	1,401	1,287	15,547

5) 要介護（要支援）認定者数

(平成13年度末)

被 保 険 者 別	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	870	1,981	1,824	1,328	1,067	1,139	8,209
65歳～74歳	193	393	356	235	175	196	1,548
75歳以上	677	1,588	1,468	1,093	892	943	6,661
第2号被保険者	3	49	85	59	34	46	276
総 数	873	2,030	1,909	1,387	1,101	1,185	8,485
割合 (%)	10.29	23.92	22.50	16.35	12.98	13.96	100.00

※要介護・要支援の状態は、次のように区分されています。

要 支 援	寝たきりなどにならないよう、支援（リハビリテーションなど）が必要
要介護1	立ち上がる、歩くなどの日常生活の基本動作が不安定
要介護2	毎日、日常生活の一部または全般に介助・見守りが必要
要介護3	毎日、日常生活の全般に全面的な介助・見守りが必要
要介護4	毎日、全面的な介助あるいは特別の配慮や見守りが必要
要介護5	自力での食事、意思の伝達もできにくい

6 介護保険料

介護保険料は、第1号被保険者と第2号被保険者により、賦課・徴収方法が異なります。

第1号被保険者の保険料は、介護保険の保険者として北区が徴収します。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収します。

1) 第1号被保険者の保険料

保険料は、3年ごとに見直しを行います。低所得者の負担を軽減するため、所得等の状況に応じて5段階に区分しています。

平成12年度から14年度までの北区介護保険料の基準月額は、2,908円です。

保険料は、国の特別対策により平成12年4月から9月までは徴収せず、平成12年10月から平成13年9月までは、本来の保険料の半額を徴収しました。

保険料の徴収方法は、老齢（退職）年金等が18万円以上の方は年金からの天引き（特別徴収）となり、それ以外の方は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となります。

2) 所得段階別保険料(年額) 及び第1号被保険者数

区分	該当する方	保険料(円)			被保険者数(人)	構成比(%)
		12年度	13年度	14年度	13年度末	
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が区民税非課税の方	4,400	13,100	17,400	2,707	4.04
第2段階	世帯全員が区民税非課税の方	6,500	19,600	26,100	23,462	34.99
第3段階	本人が区民税非課税で、区民税が課税されている世帯員がいる方	8,700	26,100	34,900	19,527	29.12
第4段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が250万円未満の方	10,900	32,700	43,600	12,870	19.20
第5段階	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上の方	13,100	39,200	52,300	8,482	12.65
計					67,048	100.00

3) 第1号被保険者保険料の収納状況

区分	調定額(円)	収入済額(円) (還付未済額を含む)	収入未済額 (円)	収納率 (%)	備考 (還付未済額)
特別徴収現年分	1,319,617,820	1,323,359,591	0	100.28	3,741,771
普通徴収現年分	407,707,493	364,501,317	44,086,359	89.40	880,183
現年分計	1,727,325,313	1,687,860,908	44,086,359	97.72	4,621,954
滞納繰越分	14,406,795	4,773,534	9,633,261	33.13	—
総計	1,741,732,108	1,692,634,442	53,719,620	97.18	4,621,954

※ 調定額 - (収入済額 - 還付未済額) = 収入未済額

4) 介護保険料の減免の実施状況

災害や生計中心者の死亡、入院、失業等による著しい減収等の特別の事由に該当する場合の保険料の減免を行った。

区分	申請件数	承認件数	不承認件数	取り下げ件数	減免額(円)
減免	1	1	0	0	2,900

5) 介護保険料の減額の実施状況(区独自施策)

平成13年10月からの本来額徴収を機に、生活困窮者に対する保険料の減額を実施しました。

区分	申請件数	承認件数	不承認件数	取り下げ件数	減免額(円)
減額	191	189	1	1	721,028

7 介護給付・予防給付

介護給付は、要介護者に対して行う法定給付です。

予防給付は、要支援者に対して行う法定給付です。ただし、予防給付には施設給付がなく、また、居宅給付の対象サービスとしての痴呆対応型共同生活介護が含まれません。

1) 介護給付(予防給付)の支給件数

- (1) 居宅介護(支援)サービス費支給件数〔特例分を含む。居宅介護(支援費)サービス計画を除く〕
指定居宅サービス事業者から訪問介護及び訪問看護等の居宅サービスを受けた場合に行われる介護サービスです。

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	6,021	14,402	13,234	8,984	5,997	5,249	53,887
第2号被保険者	33	337	609	387	205	260	1,831
計	6,054	14,739	13,843	9,371	6,202	5,509	55,718

注) 1人が複数の種類のサービスを受けた場合は、1件として計算されます。

- (2) 特例居宅介護(支援)サービス費支給件数(再掲)

要介護認定の申請前に、緊急その他やむをえない理由により指定居宅サービスを受けた場合や基準該当居宅サービスを受けた場合などによる介護サービスです。

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1	1	4	6	6	2	20

- (3) 居宅介護(支援)福祉用具購入費支給件数(再掲)

入浴、排泄等に使用する福祉用具を購入した場合、年間で10万円までの購入費に対して9割を支給します。

要介護度別件数

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	80	239	283	236	167	75	1,080
第2号被保険者	0	14	12	13	11	5	55
計	80	253	295	249	178	80	1,135

品目別件数

品目	腰掛便座	特殊尿器	入浴補助器	簡易浴槽	移動用リフト	計
件数	396	6	1,069	0	1	1,472

注) ・一回の申請で複数の品目購入費を支給した場合、要介護度別は1件で計算していますが、品目別は、それぞれ計算しています。

・同一人へ複数回の支給が行われた場合、要介護度別・品目別ともにそれぞれ計算していません。

(4) 居宅介護（支援）住宅改修費支給件数（再掲）

居住地の手すりの取り付け等の住宅改修をした場合、20万円までの改修費に対し9割を支給します。

要介護度別件数

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	92	210	221	172	102	37	834
第2号被保険者	1	10	18	9	2	4	44
計	93	220	239	181	104	41	878

工事別件数

工事名	手すりの取付	段差解消	床材変更	扉の取替	洋式便器などへの取替	計
件数	707	220	57	73	91	1,148

注) ・一度の工事で複数の種類の工事が行われた場合、要介護度別は1件で計算していますが、工事の種類別はそれぞれ計算しています。

・同一人へ複数回の支給が行われた場合、要介護度別・工事の種類別ともにそれぞれ計算しています。

(5) 居宅介護（支援）サービス計画費支給件数（特例分含む）

指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援（居宅サービス計画の作成、事業者との利用調整等）を要介護者等が受けた場合に行われる保険給付です。

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	6,059	14,122	12,686	8,335	5,485	4,960	51,647
第2号被保険者	31	313	610	382	202	249	1,787
計	6,090	14,435	13,296	8,717	5,687	5,209	53,434

(6) 特例居宅介護（支援）サービス計画費支給件数（再掲）

基準該当居宅介護支援事業者などで相当サービスを要介護者等が受けた場合に行われる保険給付です。

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
支給件数	138	244	391	197	118	59	1,147

(7) 施設介護サービス費支給件数（みなし要介護含む）

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の施設サービスを受けた場合に行われる保険給付です。

区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1,579	2,614	3,800	4,450	5,128	17,571
第2号被保険者	0	24	66	94	105	289
計	1,579	2,638	3,866	4,544	5,233	17,860

(8) 特例施設介護サービス費支給件数（再掲）

要介護認定の申請前に、緊急その他やむを得ない理由により、指定施設サービス等を受けた場合などに行われる介護サービスです。

13年度は、利用がありませんでした。

(9) 高額介護（居宅支援）サービス費支給件数

1割の定率利用者負担が著しく高額となった場合に、当該費用負担の家計に与える影響を考慮し、当該負担額が一定額を上回らないよう負担軽減を図るために行う保険給付です。

高額介護（居宅支援）サービス費の支給には、国民健康保険団体連合会を通じて支払う現物給付分と利用者が一旦全額を負担し、後で差額分を支払う償還払い分とがあります。

区 分	現物給付分	償還払い分	計
支給件数	1,194	8,891	10,085

2) 介護給付（予防給付）の受給者数

(1) 居宅介護（支援）サービス受給者数（償還払い分を除く）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
人数	4,159	4,199	4,303	4,420	4,348	4,589	4,720	4,900	4,856	5,018	5,021	50,533

(2) 施設介護サービス受給者数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
人数	1,339	1,378	1,446	1,442	1,416	1,439	1,467	1,438	1,462	1,453	1,451	15,731

3) 介護給付（予防給付）の種類別支給状況

サービスの種類		支払件数 (件)	支給金額(円)	1件当たり平均 支給額 (円)
現 物 給 付 費	居宅サービス	174,277	5,201,376,968	29,845
	訪問・通所サービス	101,339	4,191,419,974	41,360
	訪問介護	37,206	2,216,107,087	59,563
	訪問入浴介護	4,005	167,758,791	41,887
	訪問看護	10,652	373,447,499	35,059
	訪問リハビリテーション	291	4,396,059	15,107
	通所介護	18,496	979,675,733	52,967
	通所リハビリテーション	4,064	149,288,764	36,734
	福祉用具貸与	26,625	300,746,041	11,296
	短期入所サービス	4,871	322,201,618	66,147
	短期入所生活介護（特養）	4,495	293,838,176	65,370
	短期入所療養介護（老健）	373	28,107,236	75,355
	短期入所療養介護（療養型）	3	256,206	85,402
	その他単品サービス	14,667	284,072,896	19,368
	居宅療養管理指導	13,659	98,707,770	7,227
	痴呆対応型共同生活介護	151	32,866,486	217,659
	特定施設入所者生活介護	857	152,498,640	177,945
	居宅介護支援	53,400	403,682,480	7,560
	施設介護サービス	17,345	5,382,602,806	310,326
	介護老人福祉施設	11,200	2,895,751,712	258,549
	介護老人保健施設	3,867	945,932,730	244,617
	介護療養型医療施設	2,278	721,081,554	316,542
	特定診療費	(2,037)	25,981,470	12,755
食事費用	(17,357)	793,855,340	45,737	
公費負担医療等	(1,194)	7,921,870	6,635	
返還金（事業者への過誤返還金）	(1)	148,383	148,383	
計	191,622	10,592,050,027	55,276	
償 還 払 い 給 付 費	住宅改修費	868	94,176,265	108,498
	福祉用具購入費	1,103	29,436,012	26,687
	その他償還払い費	44	1,000,662	22,742
	貸付の清算	39	3,508,889	89,972
	短期入所振替	445	35,672,488	80,163
	高額介護（居宅支援）サービス費	8,891	52,403,870	5,894
	計	11,390	216,198,186	18,981
給付費計（現物給付費計+償還払い給付費計）		203,012	10,808,248,213	53,239
審査支払手数料		(190,087)	22,278,187	117
総合計（給付費計+審査支払手数料）		203,012	10,830,526,400	53,349

※（ ）内は、合計に含みません。

8 利用者負担軽減等の施策

介護サービスを利用した場合に、利用者は介護サービスに要した費用の一角を負担しますが、介護サービスを利用しやすくするために、高額介護サービス費の支給、食事の標準負担額の減額及び訪問介護利用者負担額の減額などの軽減策を行っています。

1) 高額介護サービス費等の支給

介護サービスに対して支払った1ヶ月の世帯合計の利用者負担額が、一定の上限額を超える場合には、その超えた部分について、保険給付として高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費を支給しています。

区 分	延べ件数(件)	総額(円)
現物給付分	1,194	7,921,870
償還払い分	8,891	52,403,870
計	10,085	60,325,740

2) 食事の標準負担額の減額

介護保険施設の入所(入院)者で区民税非課税者に対して、申請に基づき食事の標準負担額(1日当たり780円)を500円または300円に減額しています。

区 分	上限額(円)	申請件数(件)
高齢福祉年金・生活保護受給者	300	76
区民税非課税世帯	500	493
計		569

3) 訪問介護利用者負担額の減額

介護保険法施行前1年間に訪問介護の利用実績のある低所得者に対し、激変緩和ということで国の特別対策の一つとして訪問介護サービスに係る利用者負担10%を3%に軽減し、7%を給付しています。

- ・高齢者 平成12～14年度 3% 平成15年度～16年度 6%(予定)
- ・障害者 平成12～16年度 3%

区 分	認定証交付者数(人)	件数(件)	総額(円)	
国	高齢者	871	9,573	47,575,901
	障害者	293	1,839	9,753,454
計	1,164	11,412	57,329,355	

4) 訪問介護利用者負担額の減額(区独自施策)

北区では、平成13年4月から、独自施策として、実績のない新規利用の低所得者に対しても利用者負担を3%に軽減し、7%の給付をしています。

区 分	認定証交付者数(人)	件数(件)	総額(円)	
区	高齢者	1,742	9,132	34,885,682

5) 短期入所サービスの振替利用

短期入所サービスの利用日数を拡大するために、訪問通所サービスの支給限度額の未利用分を短期入所に振り替えを実施しています。(振替措置終了 平成13年12月末)

区 分	利用件数(件)	振替利用金額(円)
振替利用	445	35,672,488

6) 介護支援専門員(ケアマネージャー)に対する支援

この事業は、介護支援専門員の仕事が大変な割に報酬が低いということで、介護支援専門員を支援するために、平成13年1月から実施した事業で、介護支援専門員が住宅改修の理由書を書いた場合と短期入所の振替業務を行った場合に、1件当たり2,000円を助成するものです。

区分	1件当たり(円)	件数(件)	助成額(円)
住宅改修理由書作成	2,000	868	1,736,000
短期入所振替業務	2,000	432	864,000
計		1,300	2,600,000

7) 貸付制度

高額介護(居宅支援)サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請をした方で、一時的な負担が困難な方に費用の貸付をします。

区分	件数(件)	助成額(円)
高額介護(居宅支援)サービス費	0	0
福祉用具購入費	13	543,029
住宅改修費	23	2,488,091
計	36	3,031,120

9 区内サービス種類別指定事業者数と施設数

介護サービスを提供する事業者は、都道府県もしくは、区市町村の指定または許可を受けなければなりません。

- ・指定事業者 介護サービスを提供する事業者は、「サービスの種類ごと・事業所ごと」に都道府県知事の指定または許可を受けなければなりません。営業地域は、限定されません。
- ・基準該当事業者 区市町村長が個別に判断して許可した事業所です。営業地域は、登録を受けた区市町村内となります。
- ・みなし指定 病院・診療所は、介護保険の事業者として「指定を受けない申し出」をしない限り「居宅療養管理指導」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」について指定があったとみなされます。

(平成13年度末)

サービスの種類		事業者数等
居宅サービス	訪問介護	52 (2)
	訪問入浴介護	4
	訪問看護	14
	訪問リハビリテーション	*
	居宅療養管理指導	*
	通所介護	18
	通所リハビリテーション	4
	短期入所生活介護	7
	短期入所療養介護	3
	痴呆対応型共同生活介護	0
	特定施設入所生活介護	1
	福祉用具貸与	15 (1)
	居宅介護支援事業者	73 (4)
	計	191 (7)
施設サービス	指定介護老人福祉施設	7
	介護老人保健施設	1
	指定介護療養型医療施設	4
	計	12
合計		203 (7)

注1) () は、基準該当事業者数 (再掲)

注2) “*” は、みなし指定のみ

※ 北区内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネージャーの人数 (平成13年11月現在)
148人 (常勤 128人、非常勤 20人)

10 広報活動

1) 北区の広報紙「北区ニュース」による介護保険の案内

月日号	主たる掲載内容
平成13年 4月1日号	・介護保険でホームヘルプサービス（訪問介護）をご利用の方へ
4月10日号	・介護保険料の納入通知書をお送りします
5月20日号	・介護保険施設に入所（入院）中の食事負担額の減額制度について
6月20日号	・ホームヘルプサービス（訪問介護）の利用者負担額の減額制度について ・介護保険料は便利な口座振替をご利用ください ・第4回東京都介護支援専門員（ケアマネージャー）実務研修受講試験
7月1日号	・北区介護保険運営協議会委員会の開催
7月10日号	・介護保険料変更通知書及び納付書をお送りします
7月20日号	・ホームヘルプサービス（訪問介護）の家事援助について
8月20日号	・平成13年度（介護支援専門員）ケアマネージャー実務研修受講試験準備講座 受講生募集 ・介護保険Q&A
9月10日号	・生活困窮の方の介護保険料減額申請の受付を行います
9月20日号	・10月から65歳以上の方の保険料は本来の額になります ・訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額が一本化されます
10月10日号	・介護保険料納付書をお送りします ・北区介護保険運営協議会サービス評価委員会を開催します
10月20日号	・介護保険料は便利な口座振替をご利用ください ・介護保険Q&A
11月20日号	・介護保険料を滞納すると給付が制限されます
12月1日号	・北区介護保険運営協議会開催
平成14年 1月10日号	・老後の安心 みんなの介護保険
1月20日号	・介護保険料は社会保険料控除の対象になります ・介護保険サービスの医療費控除の対象は次のとおりです
2月10日号	・北区介護保険運営協議会を開催します
2月20日号	・介護保険サービスを受けるためには要介護認定の申請が必要です
3月20日号	・介護保険料納付のお願い

2) ホームページ及びパンフレット類による広報

介護保険制度のしくみ、介護サービスの内容、介護サービス費のめやす及び介護サービス業者の紹介等を内容としたホームページ「This is 介護保険」やパンフレット「老後のあんしん みんなの介護保険」及び「福祉の窓口案内」等による広報活動

北区役所ホームページ URL: <http://www.city.kita.tokyo.jp/>

1 1 各種研修の実施状況

1) 介護支援専門員資質向上研修会

区内の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員の活動を支援することを目的とした研修会です。平成13年度は4回開催しました。

開催回	開催日	受講者数	テーマ
第1回	平成13年6月19日(金)	51名	介護保険と難病患者への取り組み
第2回	平成13年9月21日(金)	87名	介護保険と精神疾患患者への取り組み
第3回	平成13年11月15日(木)	73名	福祉用具と住宅改修 I
第4回	平成14年2月22日(金)	63名	権利擁護

2) 介護支援専門員養成研修

介護保険施設や居宅介護支援事業者に必置とされる介護支援専門員を確保するため、介護支援専門員をこころざす者に対し試験準備講座を開き、自己学習を支援しました。

開催日	平成13年10月2日(火)、4日(木)、6日(土)の3日間
受講者数	74名
テーマ	介護支援専門員実務研修受講試験準備講座

3) 要介護認定訪問調査員研修

要介護認定の訪問調査を委託している居宅介護支援事業者の介護支援専門員に対し、より一層公平な要介護認定訪問調査を実施するために必要な知識・技能を、修得・向上させることを目的とした研修会を実施しました。

開催日	平成13年7月26日(木)
受講者数	55名
テーマ	認定訪問調査技術等研修

4) 介護認定審査会委員研修

介護認定審査会委員が認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識・技術を、修得・向上させることを目的として東京都が開催した研修会に参加しました。

研修名	東京都新任委員研修
実施日	平成14年3月9日(土)
実施会場	東京都第二庁舎 二庁ホール
受講者数	1名

1 2 相談・苦情の受付状況

介護保険課では、介護保険制度全般に関する相談や苦情の受付を行い、必要に応じ、利用者とサービス事業者間の調整、及び東京都や東京都国民健康保険団体連合会との連携を図り、速やかな問題解決に努めています。

1) 相談受付件数

平成13年度一年間に相談が107件ありました。要介護認定に関する相談が42件で最も多く、次いでサービス関係に関する相談が30件、ケアプランに関する相談14件という順になっています。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
要介護認定関係	12	2		3	3	5	2	7	2	2	1	3	42
ケアプラン関係		1	2	2	2	1	1	3	1	1			14
サービス関係	2	3	2	3	4		1	2	3	2	3	5	30
利用者負担関係		1				1		1			2		5
保険料関係	3	1			1	3	1						9
その他			2			1	1	1		1	1		7
計	17	8	6	8	10	11	6	14	6	6	7	8	107

2) 苦情受付件数

平成13年度一年間に苦情は45件ありました。サービスに関する苦情が14件で最も多く、次いで要介護認定に関する苦情8件、ケアプランに関する苦情5件という順になっています。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
要介護認定関係	2	1		1	1	1					1	1	8
ケアプラン関係			1	2				2					5
サービス関係	1	1	3		1	1	1	2		2	2		14
利用者負担関係					3		1						4
保険料関係													0
その他	1			1		1	1	2	3	2	2	1	14
計	4	2	4	4	5	3	3	6	3	4	5	2	45

13 平成13年度介護保険特別会計歳入歳出決算

1) 歳入

科 目	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収入済額か ら見た構成 割合(%)
介護保険料	1,741,732,108	1,692,634,442	0	53,719,620	97.2
第1号被保険者保険料	1,741,732,108	1,692,634,442	0	53,719,620	97.2
国庫支出金	2,959,249,300	2,959,249,300	0	0	100
介護給付費負担金	2,339,526,000	2,339,526,000	0	0	100
調整交付金	518,507,000	518,507,000	0	0	100
事務費交付金	101,216,300	101,216,300	0	0	100
支払基金交付金	3,352,618,957	3,352,618,957	0	0	100
介護給付費交付金	3,352,618,957	3,352,618,957	0	0	100
都支出金	1,447,434,000	1,447,434,000	0	0	100
介護給付費負担金	1,445,245,000	1,445,245,000	0	0	100
都補助金	2,189,000	2,189,000	0	0	100
財産収入	53,494	53,494	0	0	100
基金利子	53,494	53,494	0	0	100
繰入金	2,724,700,790	2,724,700,790	0	0	100
介護給付費繰入金	1,353,841,790	1,353,841,790	0	0	100
一般会計繰入金	522,000,000	522,000,000	0	0	100
円滑導入基金繰入金	848,859,000	848,859,000	0	0	100
繰越金	871,796,122	871,796,122	0	0	100
繰越金	871,796,122	871,796,122	0	0	100
諸収入	161,165	161,165	0	0	100
預金利子	161,165	161,165	0	0	100
計	13,097,745,936	13,048,648,270	0	53,719,620	99.6

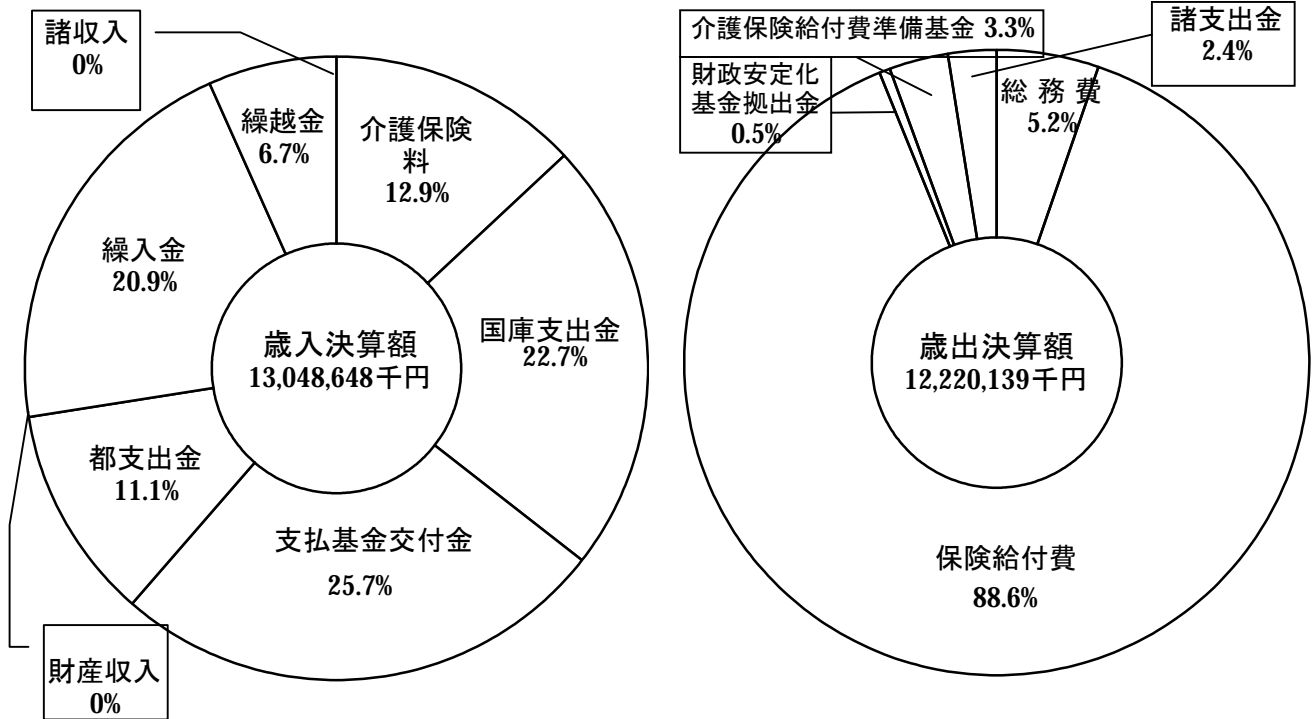
※ 介護保険料（第1号被保険者保険料）及び計欄の収入済額には、還付未済額4,621,954円が含まれています。

2) 歳出

科 目	予算配当額 (円)	支出済額 (円)	予算配当残額 (円)	執行率 (%)
総務費	686,207,000	634,406,417	51,800,583	92.5
保険給付費	12,184,745,000	10,830,526,400	1,354,218,600	88.9
居宅介護サービス等給付費	5,604,983,000	4,893,692,716	711,290,284	87.3
介護支援サービス等給付費	913,856,000	554,082,495	359,773,505	60.6
施設介護サービス等給付費	5,665,906,000	5,382,751,189	283,154,811	95.0
財政安定化基金拠出金	65,696,000	65,695,821	179	100.0
介護保険給付費準備基金	400,298,000	400,298,000	0	100.0
諸支出金	290,451,000	289,213,064	1,237,936	99.6
予備費	413,842,000	0	413,842,000	0.0
計	14,041,239,000	12,220,139,702	1,821,099,298	87.0

[歳入]

[歳出]



1 4 基金

1) 介護保険円滑導入基金

介護保険円滑導入基金は、国の「介護保険法の円滑な実施のための特別対策」として、第1号被保険者保険料の軽減分及び施行準備経費として交付された臨時特例交付金を受け入れるため平成11年度に設置された基金です。

この基金は、特別対策の終了となる平成14年度末で廃止される予定です。

区分	12年度末現在高	増減高	13年度末現在高
介護保険円滑導入基金(円)	884,898,000	△ 848,841,000	36,057,000

2) 介護保険給付費準備基金

介護保険制度は、3ヶ年の中期財政計画で運営されるため、第1号被保険者保険料の余剰金の積み立てや介護給付費に不足が生じた場合に取り崩しを行い、効率的に運用するために設けられた基金です。

区分	12年度末現在高	増減高	13年度末現在高
介護保険給付費準備基金(円)	175,117,000	400,298,000	575,415,000

平成13年度

介護保険事業概要

平成14年10月発行

刊行物登録番号 14 - 1 - 045

発行 : 東京都北区

編集 : 東京都北区健康福祉部介護保険課
〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

電話 (3908) 1119 (ダイヤルイン)
